

仮置場の例

区分	仮置場としての利用場所
<p>一次仮置場 軒先や路上などに排出された水害廃棄物を早急に撤去するために、被災地区に設けた一次集積場所で、設置期間が数日から1週間程度のもの。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園、グラウンド ・公民館、廃棄物処理施設等、市区町村所有のその他施設内の敷地 ・市区町村所有の空き地 ・民有地（空き地、開発予定地他） ・国有地（空き地他） ・被災地のごみステーション、地域で定めた集積所 ・農協の選果場
<p>二次仮置場 中間処理・再資源化が望まれる水害廃棄物を保管するための仮設保管場所で、設置期間が一次仮置場より長期間にわたるもの。選別程度の作業を行うことが可能なものも含める。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公園・グラウンド ・学校の校庭 ・公民館、廃棄物処理施設等、市区町村所有のその他施設内の敷地 ・市区町村所有の空き地 ・民有地（空き地、開発予定地他） ・国有地（空き地他）